

ILO懇談会開催要綱

1 目的

国際労働機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者の中で効果的な協議を行うために、ILO懇談会（以下「懇談会」という）を開催する。

2 メンバー

最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ3名並びに原則として厚生労働省国際労働交渉官、大臣官房国際課長及び同課国際労働・協力室長とする。

3 テーマ

ILO第144号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約）第5条1に列挙されたILO活動についての協議を行うとともに、ILO総会、理事会等の会議の報告を厚生労働省大臣官房国際課から行う。

4 懇談会の運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省国際労働交渉官が労使の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会は、毎年4月頃と9月頃の年2回開催とし、1回2時間程度とする。
- (3) 懇談会自体は非公開とし、議事要旨を公開する。
- (4) 懇談会の庶務は厚生労働省大臣官房国際課において行う。

ILO懇談会開催要綱

1 目的

国際労働機関の活動に関する事項について、政府、使用者及び労働者の代表者
の間で効果的な協議を行うために、ILO懇談会（以下、「懇談会」という）を開
催する。

2 メンバー

最も代表的な労使団体から選ばれた者それぞれ3名並びに原則として厚生労働
~~省において国際労働を担当する審議官~~国際労働交渉官、大臣官房国際課長及び同
課国際労働・協力室長とする。

3 テーマ

ILO第144号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関す
る条約）第5条1に列挙されたILO活動についての協議を行うとともに、ILO
総会、理事会等の会議の報告を厚生労働省大臣官房国際課から行う。

4 懇談会の運営

- (1) 懇談会は、厚生労働省~~において国際労働を担当する審議官~~国際労働交渉官が
労使の参集を求めて開催する。
- (2) 懇談会は、毎年4月頃と9月頃の年2回開催とし、1回2時間程度とする。
- (3) 懇談会自体は非公開とし、議事要旨を公開する。
- (4) 懇談会の庶務は厚生労働省大臣官房国際課において行う。